

多田委員からの事前の御質問及び回答（第2回会合）

【質問1】

1. 調達代理機関が「より複雑な案件の実施の可能性がある」とありますが、具体的にどのような事業を想定しているのでしょうか。既存の別スキームなのか、無償資金スキームの新しい取り組みを想定しているのか、現時点でわかる範囲でご教授いただけますか。

2. 上記と同じ論点になりますが、コンサル、商社、NGO、自治体がODAに参加となっていますが、こちらも既存の技プロ、無償や草の根により多くのプレーヤーを巻き込むことを論点としているのか、これらのプレーヤーが参入できる新しいスキームのODAを検討することを議論することを想定しているのかご教授いただけますでしょうか。

【回答1】

①調達代理方式の可能性

ODA実施に関し、事前調査費用分を手当することで、純粋な機材供与だけでなく、小規模ながらも現地での調査による設計・事業費積算を必要とするような施設整備等のプロジェクトを案件形成し、実施する可能性が無いかなどを想定しております。新しいスキームというよりは既存の仕組みを活用できないかと考えているところです。

②民間企業（コンサル含む）の可能性

これまで事務的にヒアリングなどを行わせていただいた感触としては、民間団体一般が「実施機関」として参画することは、ビジネスとしての採算性がネックになるのではないかと、ということと、発注者と受注者との利益相反の問題などが生じるのでは、ということが中心でした。その意味では、コンサル企業としての実態として、実施機関となることが望ましいのか、あるいは供給者側として実施を担う方が良いのかなど率直な御意見をいただければと思います。

③他の担い手の可能性

その他の担い手については、資料においてはODA実施における現状を整理させていただいたというのが実態です

基本的にはそれぞれが持つ知見などを活かす「マッチング」の重要性について確認しつつ、その方法としてどのようなものがあるのか、などを議論いた

くのが宜しいかと考えておりますが、もう少し大きな話として、そもそも担い手を多様にしていくメリットや担い手の間の役割分担、あるいは他の担い手の知見や財源の活用なども議論いただく可能性はあるかとは思われます。

【質問2】

回答に「実施機関」として参画することは、ビジネスとしての採算性がネック、とありますが、これは何の「実施機関」ということでしょうか。円借款なのか技術協力なのか、民間連携事業なのかにより、抱くイメージが変わると思いますので、以下の質問の回答をいただけますでしょうか。

1. 具体的に回答でいただいている民間企業が参画する「事業」がODA事業のどの事業をさしているのか。また、聞き取りをしている民間企業は開発コンサル、商社、ゼネコン、中小企業などどのような企業体なのか。ビジネスの採算性がネックというのは、JICAなり外務省からの発注額では、ODA事業の採算が合わないという意味での採算性という理解でよいのでしょうか。
2. 上の回答をみれば明確になるのかもしれませんが、どのような「利益相反」が想定されているのか。
3. こちらも上の回答でわかるのかもしれませんが、「実施機関」と「供給者」とは具体的にはどのような企業側のサービスを提供することを想定されているのか。

【回答2】

1. 第2回会合に先立ち、今回の論点につき、主に調達代理機関、商社から聞き取りを行いました。

2. (1) 今回の議論で「実施機関」の業務として念頭に置いているのは、現在、JICA、調達代理機関（日本国際協力システム、クラウンエージェント等）及び国際機関が果たしているような、個別のODA案件の工程管理、資金管理、調達（入札、業者との契約・支払等）等の業務です。

(2) それに対し、「供給者」として想定しているのは、上記「実施機関」が行う調達において応札者となる団体、機関です。現在は、通常、民間企業（コンサルタント、商社、ゼネコン、その他中小企業等）がこれに該当します。

(3) ODAのスキームとしては、技術協力、無償資金協力、有償資金協力の

いずれもあり得ると考えています。

3. (1) 「ビジネスの採算性がネック」がというのは、おっしゃるとおり「外務省、JICAからの発注額では採算が合わない」ということなのですが、この「採算」の内容が重要となります。「実施機関」の業務は、ODA案件の実施という公益実現を目的としており、利益をあげることを目的としていません。そのため、途上国政府・実施機関に代わって調達を行う調達代理業務では、実施機関が得るエージェントフィーは利益を含まない、人件費等の必要経費をカバーする程度の水準で競争が行われており、利益はまず出ません。したがって、「採算」の中に利益を含めたい団体・機関にとっては旨味がない業務です。また、「利益相反」の観点から、当然ながら「実施機関」として調達業務を受託した民間企業は、「供給者」として当該調達に参加することはできません。

(2) 以上の事情から、一般論として民間企業は、上記調達にあたっては「実施機関」として参加するよりも、価格に利益を含めることができる「供給者」として参加する方を選好するということになるかと考えております。

4. 「利益相反」については、上記3. (1) の点のほか、今回の聞き取りの中では、入札手続において中立性・公平性が担保できるのか、普段の取引先やグループ企業を優先したとして利益相反を問われることはないのか、という懸念が挙げられていました。調達業務を受託した民間企業と資本関係がある企業が受注した場合等にそのような疑義が呈される可能性があるのではないかということですが。